

平成30年度「東京都環境影響評価審議会」第2回総会 議事録

■日時 平成30年5月22日（火）午前11時02分～午前11時40分

■場所 都庁第二本庁舎10階 210・211会議室

■出席委員

町田会長代理、平手第二部会長、奥委員、小堀委員、齋藤委員、坂本委員、谷川委員、寺島委員、西川委員、平林委員、宮越委員、森川委員、義江委員

■議事内容

1 答申

「(仮称) 芝浦一丁目建替計画」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染及び風環境に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告。

受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 事後調査報告書	・(仮称) 虎ノ門一丁目地区市街地再開発事業 (工事の施行中その1)	平成30年5月14日
	・都市高速道路 高速外郭環状葛飾線建設事業 (工事の施行中その10)	平成30年5月10日
2 変更届	・一般国道16号(昭島市拝島町～福生市熊川間) 拡幅事業	平成30年4月30日

平成30年度「東京都環境影響評価審議会」第2回総会
速 記 録

平成30年5月22日(火)

都庁第二本庁舎10階 210・211会議室

(午前 11 時 02 分開会)

○真田アセスメント担当課長 時間、今過ぎておりますので、早速始めさせていただきたいと思えます。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまことにありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。

現在、委員 21 名のうち 13 名の御出席をいただいております、定足数を満たしてございます。

それでは、平成 30 年度第 2 回総会の開催をお願いいたします。

本日は、傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○町田会長代理 それでは、ただいまから総会開催されますが、今日、柳会長は所用のため御欠席ですので、私が代理を務めさせていただきます。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がいますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第 6 条第 3 項の規定により、会場の都合から傍聴人の数を 30 名程度といたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○町田会長代理 傍聴の皆様、おはようございます。

傍聴の方は、希望案件が終了次第、退出されて結構でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

ただいまから平成 30 年度東京都環境影響評価審議会第 2 回総会を開催します。

それでは、本日の会議は次第にありますように、答申 1 件及び受理報告を受けることといたします。

まず最初に、「(仮称) 虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。この案件につきましては、第一部会で審議いたしましたので、その結果について私から報告をいたします。

お手元の資料 1 をご覧いただきたいと思えます。初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 それでは、審議資料の 1 ページ目をお開きください。資料の 1 でございます。

それでは、読み上げさせていただきます。

平成 30 年 5 月 22 日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳憲一郎殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 町田信夫

「(仮称) 虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

2 ページをお開きください。

「(仮称) 虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について

第 1 審議経過

本審議会では、平成 29 年 11 月 28 日に「(仮称) 虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表につきましては、4 ページに示すとおりでございます。

それではまた、資料 2 ページにお戻りいただきまして、引き続きいたしていただきます。

第 2 審議経過

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染】

1 建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高い上に、二酸化窒素については、環境基準値を超えていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

2 熱源施設の稼働に伴う二酸化窒素の評価において、予測結果は環境基準値を満足しているとしているが、最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高い上に、熱源施設は、

供用後継続的に稼働することから、より一層の環境保全のための措置を検討すること。
3 ページをご覧ください。

【風環境】

将来の公園管理者である港区との協議の結果、A-4 街区（公園）に防風植栽を配置しないこととなった場合には、改めて A-4 街区周辺における風環境について検証するとともに、必要に応じて予測・評価の見直しを行うこと。

以上でございます。

○町田会長代理 それでは、審議の経過について御報告をいたします。

本評価書案は、平成 29 年 11 月 28 日に当審議会に諮問され、第一部会に付託されました。

それ以降、現地調査及び部会における 3 回の審議を行い、ただいま朗読いたしましたような答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民から 1 件の意見書の提出がありました。

また、関係区長である港区長及び千代田区長から意見が提出されております。

この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、都民の意見を聴く会につきましては、都民からの公述の申し出がなかったため開催されませんでした。

本日の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における影響調査、予測及び評価はおおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたしました。

次に、指摘の内容について御説明いたします。

本事業は、港区虎ノ門一丁目、二丁目内に位置する約 1.5ha の区域において、事務所、ホテル、店舗、集会場、住宅及び駐車場等を新築する計画であり、対象事業の種類は高層建築物の新築でございます。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

まず、大気汚染の意見ですが、建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大着地濃度地点では寄与率が高い上に、二酸化窒素については環境基準値を超えていることから、より一層の環境保全のための措置についても検討することを求めるものなど 2 件でございます。

次に、風環境の意見ですが、港区との協議の結果、A-4 街区、公園ですが、防風植栽を配置しないこととなった場合には、改めてA-4 街区周辺における風環境について検証するとともに、必要に応じて予測・評価の見直しを行うことを求めるものでございます。

以上で報告を終わります。

ただいまの報告につきまして、何か御意見等ございましたらお願いをいたします。

○奥委員 2 ページの別紙の第 2 審議結果の第 2 パラグラフの記載の仕方についてなんですけれども、ただいま会長代理がおっしゃったように、「なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、」の次に、「まず関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに」を先にさせていただいて、それに続けて、「次に指摘する事項についても留意する」というふうに、ちょっと入れかえていただいたほうがよろしいかなというふうに思いました。

と言いますのは、この大気汚染、風環境についての意見をこの答申では出しておりますけれども、それ以外についても、関係住民の方から特に景観の面で、デッキが4つできるということについての懸念が強く表明されておまして、そういったことも含めて、しっかりと住民の理解を得る努力ということをしていただくという意味で、この2つの根拠に先立つ、住民の理解を得るよう努めるということは全体にかかわることという意味で、前に持ってきていただいたほうがいいかなというふうに思いました。

○町田会長代理 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

○真田アセスメント担当課長 今まで、環境影響評価書案の方針の案については、このスタイルで今まで作成はしてきたのですが、今の御指摘を踏まえて入れ替える、「まず関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに」というのを前にするというのは、別に支障はないと考えております。

○町田会長代理 今御指摘いただいたこの文章の方が何かすっきりしますよね。いかがでしょうか。

○真田アセスメント担当課長 そのように修正をしていきたいと思えます。

○町田会長代理 ほかにいかがでしょうか。

それでは、ほかに御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。事務局で答申書のかがみを配布してください。

(答申書かがみ配布)

それでは、答申書を読み上げてください。

○真田アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

30 東環審第 10 号

平成 30 年 5 月 22 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳憲一郎

「(仮称) 虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案について(答申)

平成 29 年 11 月 28 日付 29 環総政第 525 号(諮問第 475 号)で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

意見については、先ほどと同じでございます。

以上でございます。

○町田会長代理 それでは、ただいま朗読しましたとおり知事に答申することといたします。

それでは、次に受理関係に移りたいと思います。

事務局から報告をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 それでは、お手元の審議資料の 5 ページをお開きください。資料の 2、5 ページでございます。今回、受理報告なんですけれども、事後調査報告書が 2 件、変更届が 1 件を受理しております。

それでは、受理報告につきまして担当から御説明をさせていただきます。

それでは、まず 1 つ目の「(仮称) 虎ノ門一丁目地区市街地再開発事業」の事後調査報告書(工事の施行中その 1)でございますが、コピーをホチキスどめした事後調査報告書、これに添って説明をさせていただきます。

それでは、審議資料の 6 ページをお開きください。事後調査報告書でございます。

事業名が(仮称) 虎ノ門一丁目地区市街地再開発事業でございます。

事業者は、虎ノ門一丁目地区市街地再開発組合となっております。

番号・答申日・受理日については、ご覧のとおりでございますが、この変更答申受理日については平成 30 年 5 月 14 日となっております。

事業の種類としては、高層建築物の新築となっております。

次に、規模でございます。それでは、報告書の 2 ページの方をご覧くださいませしょう

か。2 ページでございます。

計画地が港区虎ノ門一丁目 17、18、19、20 番地となっております。南側に虎ノ門ヒルズがございまして、敷地の北西側に先ほど答申のございました、「(仮称) 虎ノ門一・二丁目地区市街地第一種市街地再開発事業」があるといった場所でございます。敷地面積については、約 1 万 400m²、建築面積が約 8,500m² です。延べ床面積が約 17 万 5,600m² となっております。

それでは、報告書 5 ページをご覧ください。5 ページでございます。

こちらをご覧くださいますと、最高高さ約 185m、駐車台数は約 300 台となっております。建物の主要用途としては、事務所、店舗、教会、駐車場等となっております。工事予定期間としては平成 27 (2015) 年度～平成 31 (2019) 年度の 43 か月間でございます。現在本体工事中の建物でございます。供用開始予定は、平成 31 年度となっております。

それではまた、資料のほう、6 ページのほうにお戻りください。

今回、事後調査の区分としては、工事の施行中その 1 でございます。

調査結果の内容です。

1 番、まず騒音・振動でございます。

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音でございますが、騒音レベル (L_{A5}) の事後調査結果につきましては、予測結果及び環境確保条例に基づく勧告基準 85dB を下回ってございました。

次に、2 番の建設機械の稼働に伴う建設作業振動でございます。振動レベル (L₁₀) の事後調査結果は予測結果を上回り、環境確保条例に基づく勧告基準 75dB を下回ったという状況です。このように、予測を上回った理由としては、敷地境界付近の既存の地下躯体が想定以上に厚いものでして、敷地境界付近で使用する予定がなかった重機のジャイアントブレーカー、これを使ったことが予測を上回った理由として考えられると推察しております。

次に、2 番の史跡・文化財でございます。

今回の事業の計画地北東に位置する登録有形文化財の虎ノ門大坂屋砂場店舗というおそば屋さんがございますが、これに工事の影響が及ばないように計画地の店舗に面する敷地境界に仮囲いを設置したほか、ソイルセメント柱を掘削底面より深く構築し、地盤への影響に配慮したというところです。今の調査時点において、この店舗への影響は見られていない状況です。

なお、計画地内の未周知の埋蔵文化財を発見したことで、文化財保護法に基づく発掘調査を都の教育委員会や、港区教育委員会の指導のもと実施し、記録・保存を行っております。

3 番その他 (土壌汚染) でございます。

土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づき土壌汚染調査を行った結果、計画地の一部において、鉛、砒素、ふっ素による汚染土壌が確認されたことから、このうち一部（鉛）があった区画について掘削除去を行い、形質変更時要届出区域の指定を解除したところです。ほかの区画のうち掘削を行う範囲については、今後法令に基づき対策を実施する予定となっております。

次に、苦情の有無でございます。

工事の施行に関しまして、大気汚染（粉じん）に関するものが1件、騒音・振動に関するものが24件ございました。粉じんについては、散水による対策を実施し、騒音については、建設機械を1カ所で集中的に稼働しないよう工事工程を工夫するなどして対応していたところでございます。また振動については、周辺の建物から室内の壁クロスの亀裂などが工事の影響かどうかの確認を求めるものがございまして、これにつきましては、竣工時に再度状況を確認することで、その方の了承を得たということでございます。

○森本アセスメント担当課長 続きまして、本日の資料7ページをお願いいたします。

「都市高速道路 高速外郭環状葛飾線建設事業」の事後調査報告書について説明させていただきます。

お手元のホチキスどめの冊子、こちらの3ページをお願いいたします。

こちらの図は、計画路線の位置をあらわすものでございます。太い点線、東京外かく環状道路のうち、起点、葛飾区東金町八丁目から終点、葛飾区東金町七丁目までの太い実線、延長約900mが本事業の計画路線でございます。

4ページをお願いいたします。

こちらが計画路線と標準横断面位置をあらわすものです。5ページから6ページにかけてが4ページのA-A'、B-B'、C-C'、それぞれの区間の断面図でございます。これらの断面図にございますとおり、高架構造往復4車線でございます。工事期間は平成15年度～30年度、完成年度は平成30年度の予定でございます。

それでは、本日の資料7ページにお戻りください。

中ほどの事後調査の区分でございますが、工事の施行中その10でございます。工事の施行中の事後調査報告としては今回が最後となるものでございます。

調査項目・事項は、騒音・振動でございます。

調査結果の内容についてでございます。

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音につきましては、床版工の騒音レベル（ L_{A5} ）の調査結

果は予測結果のおおむね同程度であり、舗装工の騒音レベル（ L_{A5} ）の結果は、予測結果を全ての地点で下回り、条例に基づく勧告基準を下回っております。

建設機械の稼働に伴う建設作業振動につきましては、床版工の振動レベル（ L_{10} ）の調査結果は予測結果を上回り、舗装工の振動レベル（ L_{10} ）の調査結果は予測結果を全ての地点で下回っております。また、全ての地点で条例に基づく勧告基準を下回っております。床版工が予測を上回った理由は、測定地点が国道沿道にあり、道路交通振動の影響を除外して評価することが困難であったためと考察しております。

苦情については、ございませんでした。

この件についての説明は以上でございます。

○町田会長代理 ありがとうございます。

事後調査報告書2件、説明ございました。

質問等ございましたらお願いいたします。

坂本委員、どうぞ。

○坂本委員 虎ノ門一丁目なんですけれども、騒音・振動の苦情が24件ということで非常に多いんですけれども、測定データは予測結果を下回っているものが多いようで、何でこんなに苦情が多いのか、何か特別な事情があるのでしょうか。

○町田会長代理 事務局、いかがでしょうか。

○真田アセスメント担当課長 工事の騒音・振動に関する苦情の内容と対応状況につきましては、報告書の21ページをご覧ください。

こちらのほうに騒音・振動に関する苦情の内容と対応状況というのが書かれてございます。こちらの中で、工事の音がうるさいというのが一番上の3件、工事による振動がするというのが中ほどの8件でございます。データだけ見ると予測より勧告基準を下回っているのですが、なぜ件数が多かったかという、これだけでははっきりとはしないんですけれども、やはり近隣の方からの苦情として、この計画地の北側あるいは西側の周辺の方から主に出されてでございます。

ただ、対応としましては、工事工程とか振動がピークとなる時期について、苦情をおっしゃっている方に説明をして御理解を得たところではございます。周りの建物についても、老朽化しているとかそういったことも特にはないという事業者からの話はありましたけれども、今回かなり苦情が通常よりは多かったのは事実でございます。なぜかというのは、そこまで検証して結果を得られていないというところです。

○坂本委員 気になる点が2点ありまして、この21ページの表を見ると、特に下の3つぐらいなんですけれども、ガラスに亀裂とか雨漏りとか、亀裂とか隙間とか、何か物的な影響を指摘されている方がいらっしゃる点が非常に気になるのと、あとここ虎ノ門って2ページ見ると工事が周辺で非常に多いですよね。ほかの工事にもこういう苦情が出る可能性があるんだとしたら、非常に問題が大きいんじゃないかなと思って、その2件が気になりました、今日のデータを見て。

○町田会長代理 いかがですか。

○真田アセスメント担当課長 今回の、まず委員からの指摘のありました物的な損害があるということにつきましては、竣工時に再度損害の状況がどうなるかというのを確認した上で、今のところ御理解を得たというところでございます。当然苦情が多い案件ではございますので、今後も引き続き丁寧に工事工程やピークとなる時期を説明して、環境影響の少ないような形での施行を求めていくところでございます。

○町田会長代理 よろしいですか。

○坂本委員 全体的に気をつけながら進めていただきたいと思います。

○町田会長代理 特に坂本委員から御発言ありましたように、振動について極めて苦情が多いですよね。その物的な壁クロスの亀裂とかそこら辺が大分気になりますけれども、近隣の事業者間との情報交換をすとか、こういう大規模の事業になりますと事前に近隣の住宅を写真撮影しますよね。その辺のことはやってないんですかね。

○真田アセスメント担当課長 通常、工事の施行前、施行後で施行写真を撮ります。その辺は、通常の工事と同じように写真は撮っているということでございます。

○町田会長代理 ぜひ、近隣に影響の及ばないような今後の事業、工事をお願いしたいと思います。

○真田アセスメント担当課長 はい、事業者にきちんと伝えてまいります。

○町田会長代理 お願いします。

齋藤委員、どうぞ。

○齋藤委員 今の騒音の話で、坂本委員を引き継ぐようなことで総会なのに恐縮なんですけれども、8件、21ページにありますよね、これが多いか少ないのかというところもあろうかとは思いますが。それと13ページにあるように、この騒音レベルで見ていると、この測定値自体からするとそれほどでもないような。

それで私が言いたいのは何かというと、これだけ一応苦情があったということは、やっぱ

りそれなりの原因をしっかりと確かめる必要があるんじゃないかと。それで、もしその騒音レベルでこのような苦情が出てきたということであれば、騒音の測定している場所自体が適切ではなかった可能性もあるんじゃないかというふうに思いますし、ですからこの騒音を感じた、もしくは苦情があったのはいつ頃でしたということが、例えば測定時間の最大のときちようど合っているのか、日にち的には、というようなところとか、それから騒音の苦情のおっしゃっている場所ですね、そういうところも含めて、このデータからそのまま苦情がありましたということだけで終わらせてしまうと、ちょっとこのアセスのあり方自体の改善につながらないと思いますので、やっぱりそこら辺の日時とか場所とかを確認していただいて、モニタリングの場所が適切だったのかどうか、どのくらいの音で苦情を受けたのかということがわかるような解析をしていただいたほうがいいと思うんですよね。それによって、工法の見直しなんかにもつながるんじゃないかと思います。

○町田会長代理 ありがとうございます。

事務局、どうですか。

○真田アセスメント担当課長 今の御指摘につきましては、この騒音だとか振動に関する苦情がいつの時点であって、それに対応して騒音レベルがどうだったかということを検証をできる限りの範囲において求めていきたいと思います。そのことで、確かに予測あるいは評価について、評価の指標を下回っているのにこれだけ苦情があったということは、どういうことなのか、原因についてはもう少し掘り下げて調査をするように事業者のほうに伝えていきたいと考えております。

○町田会長代理 事後調査の報告その1ですので、今の御意見を踏まえて次の報告をしていただければと思いますけれども。

○真田アセスメント担当課長 はい、わかりました。

○町田会長代理 ほかに御意見は。

はい、どうぞ。谷川委員、お願いします。

○谷川委員 土壌汚染の関係なんですけれども、59 ページのところを見ますと、これは確認されたところがもともとビルがあったところなんですよね。ですから、そこが解体に伴って表層部、特に鉛なんかは上のほうにありますので、解体に伴う汚染なのか、あるいは深度が深い砒素だとかふっ素、砒素、ふっ素のほうはかなり深いところということなので、このあたりの汚染の原因というものもきちんと考えていただきたいと。

そもそも、大深度で地下水でこのぐらいのところがあるという、上の上部の汚染だけで

は考えられないことになり得ますので、そうすると周辺にも広がっていったら汚染源があり得る可能性がありますので、今回アセスと少し離れてしまいますけれども、かなり深いところから見えたのが、自然由来も含めまして、ちょっとこのあたりも注意が必要かなというのが一つコメントです。

それからもう一つ、58 ページのところに、他の区画の掘削を行うものについて今後対策しますよというふうな記述が58 ページの上の параグラフ 2 つ目の最後のほうに書かれていますけれども、これでもう工事かなり始まっておりますので、今後掘削することってあるんですかというのが素朴な疑問で、ここにあって記述されていらっしゃるからどういうことなんだろうということの 2 点をちょっとコメントさせていただきます。

○町田会長代理 事務局、お願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 まず 1 点目につきましては、今回委員の御指摘のとおり、59 ページをご覧くださいますと、ここの砒素とかふっ素が出てきたというこのピンク色の部分とか紫色の部分、全部確かにビルが既に昔建っていたところなんです。なので、地上の汚染だけでは考えにくいとか、あるいは本当は建っていたものではなくて自然由来ではないかという御指摘もございましたので、そのあたりについてももうちょっと深く調べるべきかなと考えてございます。

もう一つについては、今後の土壌汚染対策工事ということなんですけど、59 ページの紫色の鉛の部分、こちらについては既に除去したということですが、ピンク色の部分、砒素とかふっ素、こちらについてはまだ地下の工事、掘削工事が終わっていないという状況でありますので、その辺はこれからということになろうかと思えます。

○町田会長代理 谷川委員、よろしいですか。

○谷川委員 はい、わかりました。

○町田会長代理 事後調査報告、ほかに御意見ございましたら。

ありがとうございました。

それでは次に、変更届について説明をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 はい、わかりました。説明させていただきます。

本日の資料 8 ページをお願いいたします。「一般国道 16 号(昭島市拝島町～福生市熊川間)拡幅事業」の変更届について御説明いたします。

お手元のホチキスどめの冊子、こちらの 1 ページをお願いいたします。

図 1 対象事業位置図をご覧ください。図の起点、少しわかりにくいと思うんですが、昭

島市拝島町二丁目から終点、福生市熊川までの延長約 1.5km の道路の拡幅事業でございます。車線数は往復 6 車線、構造は次の 2 ページをちょっとご覧いただきたいんですけども、こちらの表 1 計画の概要でございます土工部、橋梁部、掘割、盛土などでございます。

本日の資料にお戻りください。

変更内容の概略についてでございます。

圏央道の整備などにより一般国道 16 号の交通量が当初計画より増加していないことから、掘割部の着手時期を見直し、工事期間の終期及び供用開始時期を平成 42 年度に延伸するものでございます。なお、掘割部は当面、平面構造として暫定供用するものでございます。

環境影響評価項目の再評価（見直し）結果につきましては、今回の変更において工事期間及び供用開始時期は変わりますが、工法、規模などの予測条件に変更がないことから、予測・評価の見直しは行わないものでございます。

説明は以上であります。

○町田会長代理 ありがとうございます。

御意見等ございますか。

では、特に御発言ないようですので、受理関係についてはこれで終わります。

そのほか、何かございますでしょうか。

よろしいですか。

特にないようですので、これをもちまして本日の審議会を終わります。皆さんどうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方、退場していただければと思います。

(傍聴人退場)

(午前 11 時 40 分閉会)